

◆ 衛生委員会だより ⑦ ◆

◆ 産業医講話 ◆



≪ 4 月 ≫ <労働者災害補償保険法について>④

・アフターケア制度（労災保険における社会復帰促進等事業）

再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐため、診察、保健指導、保険の為の措置や検査など社会復帰の促進を目的とした制度。

アフターケアを受けるために健康管理手帳の交付をしてもらう。

それにより経済的負担を軽減、通院に要する費用の支給が受けられる。

- ・労働者災害補償保険法
- ・業務遂行性と業務起因性

業務遂行性とは労働者が労働契約に従って使用者の指揮命令ないし支配下にあること。担当外の行為であっても、ケースバイケースで業務遂行性があるものと解される。

- ・相当因果関係

当該疾病等が当該業務に内在する危険の現実化として発生したと認められること

☆危険性の要件 ☆現実化の要件

≪ 5 月 ≫ 産業医講話 お休み



≪ 6 月 ≫ <労働者災害補償保険法について>⑤

- ・労災認定は本人または家族が申請する。棄却されても再申請できる。
- ・労災認定の対象となる疾病は多岐にわたるのですべてを詳細に法文化することは困難。「労基法施行規則別表1の2」に第1号から第11号まで明記されており認定基準の補完として運用している。

<夏の就業での注意点>

○熱中症…正しい知識を身に付けて、自分でできる熱中症対策を心がける。

○虫刺され…特に草むらには多く生息しています。ある程度皮膚を覆う服装を心掛ける。

何か刺されたら、患部をこすらず冷水で流し、体調に異変を感じたら医療機関を受診する。

○履物…サンダル履きはつまづきやすく、転倒する恐れもあるので仕事に適した物を着用する。



労働災害事故発生



発生日：令和7年6月24日

事故の状況：棚に物を片付けようとした際に、つま先立ちで背伸びしたところバランスを崩して転倒した。床にはやわらかいマットが敷かれていたため、頭を打つ事はなかったが、右足を捻挫してしまった。

今後の対策：慣れている作業でも油断せずに慎重に行動しましょう。



≪ 7 月 ≫ 睡眠について① 厚労省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」より

・睡眠は日中の集中力・生産性・効率性に関わる。

・令和元年の調査において、1日の平均睡眠時間が6時間未満の者の割合は男性 37.5%、女性 40.6%だった。

・令和3年のOECD（経済協力開発機構）の調査報告では、日本人の平均睡眠時間は調査対象33ヶ国の中で最も短かった。

「適正な睡眠時間の確保」と「睡眠休養感の向上」が国民の取り組むべき重要課題。

→健康寿命の延伸に有意義

・60歳以上の方の睡眠時間は6時間程度必要だが、時間だけでなく睡眠の質も大切。

◆派遣会員就業先を訪問しました◆

- ① 埋蔵文化財センター / 5月13日 発掘
- ② 農業再生協議会 / 5月20日 田んぼ調査
- ③ 取手市文化事業団 / 6月17日 夜間管理業務



◆衛生委員会メンバー構成◆

総括衛生管理者（事務局長）	1名
副委員長	1名
委員	3名
産業医	1名
衛生管理者	1名
事務局職員	2名
計	9名



今年度も就業先訪問を実施し、労働環境の整備と安全対策に努めてまいります。

会員の皆様には、労働災害が発生しないよう十分注意して就業してください。